

「守口市公園灯 LED 化事業」

仕様書

守口市

# 守口市公園灯 LED 化事業 仕様書

## 第一章 総則

### 第1条（事業目的）

本特記仕様書は、守口市（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）へ委託する「守口市公園灯 LED 化事業」（以下「本業務」という）に適用する。

本市は、環境負荷が少なく長寿命の LED 灯具の順次入替を行ってきたが、国際条約による水銀灯製造の制限に伴い、現状のままでは、LED 化されていない既存照明灯が、諸課題に対応しきれないことから、公園灯の一斉 LED 化を実施することとした。事後保全対応ではなく計画的に公園灯を LED 化することにより、明るいまちづくりの持続、環境に配慮した脱炭素社会への取組み推進、電気料金負担の見直しによる財政負担の軽減を目的として、「守口市公園灯 LED 化事業」の提案者の募集を行うものである。

公園灯 LED 化にあたっては、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用したリース方式により実施するものとし、本市にとって最も有益と考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものとする。審査の結果、最も優れた提案を行った応募者（以下「最優秀提案者」という。）を優先交渉権者として、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約の締結、事業の実施を行っていくものとする。

### 第2条（事業場所）

守口市内の公園

### 第3条（契約方式及び契約年数）

#### （1）賃貸借契約（付帯サービス付き）

契約年数 10年間

#### （2）LED 公園灯の更新及び修繕等

契約締結日から令和5年3月31日まで

個々の機器等のLED灯更新及び設置完了した時点から供用を開始することとし、長期賃貸借契約開始日までに不具合が発生した場合には、契約事業者の責において修繕等を行うものとする。

#### （3）LED 公園灯賃貸借（期間中の維持管理・修繕等を含む）

令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで（10年間）

### 第4条（準拠法令等）

本業務は、本仕様書及び下記の関係法令に基づき作成するものとし、本仕様書に定めなき事項については、受注者は、発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

#### （1）守口市財務規則

#### （2）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

#### （3）守口市個人情報保護条例（平成11年10月7日条例第14号）

#### （4）その他守口市が定める規程及び関係法令及び諸法規等

## 第5条（提出書類等）

本業務における提出書類は次のとおりとし、発注者の承認を得なければならぬ。また、それらの変更も同様とする。

- （1）着手届
- （2）管理技術者等通知書
- （3）資格証明書及び業務実績を証明する資料
- （4）請負代金内訳書及び工程表
- （5）JISQ27001 及び JISQ15001 認定証（写）
- （6）その他、発注者の指示する書類

## 第6条（貸与資料）

本業務の実施にあたり、発注者から貸与できる資料は以下のものとする。

- （1） 市内公園位置図
- （2） 開設公園状況表
- （3） 公園灯数一覧表
- （4） 都市公園等台帳平面図

## 第7条（資料及び成果品の取扱い）

本業務において発注者より貸与された各種資料について、受注者はその重要性を認識し破損、紛失、盗難等の事故がないように取扱いに十分注意するとともに、使用後は速やかに返却するものとする。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

## 第8条（現場の立ち入りおよび身分証明書等）

受注者は作業の実施にあたり、発注者が交付する調査に必要な身分証明書を常時各調査員に携帯させなければならないものとする。

受注者は、他人の占有する土地に立入って調査する必要がある場合において、関係人の請求があれば、交付された身分証明書を提示し、親切に対応し、無益な摩擦や紛争をおこさぬようにしなければならないものとする。

作業のため通行禁止又は制限をしようとする時は、予め所轄警察署並びに発注者と協議し、公衆に迷惑を及ぼさぬように、交通保安上十分な注意をしなければならないものとする。

## 第9条（秘密保持）

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また業務で知り得た内容を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。

本業務は、個人情報を含む非常に秘匿性の高い情報を取り扱うため、受注者は JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）及び JISQ15001（プライバシーマーク）の認証（認定）を本業務の作業拠点と契約拠点（大阪府内）で取得した者又は本業務実施までに取得することとする。なお、本業務の開始時に、資格証の写しを発注者に提出しなければならない。

## 第10条（検査）

本業務の途中においても、発注者は必要に応じて随時仕様書に基づき検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。成果品納入後といえども、受注者の責に帰する誤りや不良個所が発見された場合は、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

## 第11条（疑義）

諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

## 第12条（事故等の処理、損害賠償）

受注者は、業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。なお、受注者の行為に起因して発注者及び第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は、受注者の責任において解決し、損害賠償については、受注者が負うものとする。

## 第13条（成果品の瑕疵）

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い必要な処置を受注者の負担において行うものとする。

## 第二章 業務内容

### 第14条（調査業務外）

#### （1）調査業務

- ① 公園灯の現地調査
- ② 電力会社契約との突合
- ③ 電力会社契約との不一致リストの作成・解消
- ④ 守口市公園灯台帳の整備
- ⑤ 既設ポール等の目視点検結果

#### （2）LED 照明器具の選定業務

- ① 事前調査に基づく最適なLED 照明器具の選定（公園内照度範囲確認含む）
- ② 自動点滅器（電子式）又は自動点滅機能（電子式）内蔵機器の選定
- ③ 公園灯の管理シールの選定
- ④ 電気代削減効果

#### （3）LED 照明灯具の交換に関する業務

- ① 施工計画の策定
- ② 施工・施工管理及びその関連業務
- ③ 安全面に関する業務
- ④ 撤去された照明器具等（安定器を含む）廃棄処分
- ⑤ 電力会社への変更申請
- ⑥ 公園灯への管理シールの設置
- ⑦ 公園灯台帳データの更新・納品

#### （4）賃貸借期間中の維持管理業務

- ① 修理体制の確立
- ② 既設及び新設LED 公園灯を含む公園灯の維持管理・保証

#### （5）その他上記の業務に付随する業務

第 15 条 (実施灯具予定数量)

灯具等区分	全体数量 (灯)	既設LED 数量(灯)	本業務交換数量(灯)
公園灯 (10W まで)	1 4	1 4	
公園灯 (20W まで)	6 6		6 6
公園灯 (40W まで)	8 6	1 4	7 2
公園灯 (60W まで)	4 0	4 0	
公園灯 (100W まで)	6 8	1 0	5 8
公園灯 (200W まで)	2 9 6	7 7	2 1 9
公園灯 (300W まで)	1 4		1 4
公園灯 (400W まで)	2 1		2 1
計	6 0 5	1 5 5	4 5 0

※公園灯の調査や確認業務の際に総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約について、発注者と協議するものとする。

第 16 条 (調査対象公園数) 令和 4 年 4 月 1 日現在

公園種別	箇所数
都市公園	6 0
児童公園	8 3
その他公園	2 3
合計	1 6 6

第 17 条 (計画準備・資料収集整理)

本業務を行うに先立ち、人員配置・必要機材・工程等を検討し、実施計画書を作成するものとする。また、必要となる資料を収集整理するものとし、事前に収集資料リストを作成するものとする。

第 18 条 (現地調査)

台帳平面図などの既存資料をもとに、現地調査を行うものとする。現地調査では、前項で整理した既存資料の内容を踏まえて、調査及び点検業務を行うものとする。

公園灯点検業務については、附属物 (標識、照明施設等) 点検要領[平成 31 年 3 月国土交通省道路局]及び小規模附属物点検要領[平成 29 年 3 月国土交通省道路局]に準拠し、発注者の了承を得た点検計画に基づいて近接目視点検を行うものとする。

なお、大枝公園、大日公園、土居公園、たきい公園は、近年整備し LED 化されており、現地調査は写真撮影のみとし、点検業務は実施しなくてよい。

(1) 調査業務

- ① 本市が管理する全て公園灯について位置等各種情報の調査を行い、設置状況のわかる写真を撮影すること。
- ② 本市が管理する公園灯等全てについて、灯具の規格・種類・灯具高、取付け方法など灯具交換に必要な具体的な設備の調査を行うこと。(具体的には本市と協議する)
- ③ 調査時においては、灯具の遠景・近景・近接写真(公園灯番号が確認できるもの)を撮影し、導入する公園灯台帳システム内に格納すること。

④ 市内の分電盤設置箇所の確認を行い、分電盤と接続している灯具を調査の上、系統図を作成すること。

(2) 点検業務

- ① 必要な点検項目・部位に対して点検用資機材（点検ハンマー、ルーペ）を併用して、梯子、高所作業車等も利用して近接目視を行うこと。
- ② 第三者被害を防止する観点から、施設の健全性の点検を行うとともに、ナットの緩みや落下の可能性のある部品等の撤去等の必要がある場合は、ナットの締直し等応急措置を行い、発注者へ報告を行うこと。
- ③ 高所作業を伴う点検は、高所作業車を用い、点検者並びに周辺への安全配慮を十分に行うこと。
- ④ 次回点検以降にボルト部のゆるみを容易に確認できるように、ボルト部分に油性ウレタン塗料等で目印（合いマーク）をつけるものとする。合いマークの色は部材に合わせて見やすいものを選択するとともに、施工後に状況写真撮影を行うこと。
- ⑤ 本業務の点検結果を受け、基礎部掘削調査が必要と判断される箇所については、別途リストに整理するものとする。

(3) 健全性の診断

点検または調査結果による把握された変状・異常の程度を判定区分に応じて分類し、部品単位の健全性の診断と公園灯ごとの健全性の判断を行う。健全性の診断にあたっては、部品単位の健全性が公園灯の健全性に及ぼす影響は構造特性や設置環境条件、当該公園灯の重要度などによっても異なるため、部材単位での健全性の診断結果を踏まえて、公園灯ごとの施設単位で総合的に判断するものとする。なお健全性の診断結果は発注者の承認を得るものとする。健全性の診断は下表の通りとする。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障を生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(4) 応急措置等

点検時に公園利用者または第三者への被害のおそれのある損傷が認められる場合は、可能な限りの応急処置を行うものとする。異常箇所は、応急処置を行った後、速やかに発注者へ口頭で連絡を行い、後日書面にて報告を行うものとする。また、Ⅲ判定以上のものについては、発注者と調整のうえ、早急に損傷度を考慮した応急的、緊急的な補修計画を作成するものとする。

応急処置の例としては、以下に内容を示す。

- ・ナットのゆるみの再締め付け
- ・落下の可能性のある部品等の撤去

第 19 条（LED 公園灯導入に向けた灯具の選定及び新設 LED 灯設置公園の報告）

現地調査結果を基に、既存公園灯の設置されている地域や設置状況等を踏まえ、必要とされる明るさを設定し、灯具の選定を行うとともに、当該公園内の照度を確保するために追加新設の LED 灯が必要である公園がある場合、書面で提出すること。（照度分布図等図面添付）

## 第20条（電力契約）

### （1）電力契約との照合

調査結果を基に、本市が管理する公園灯等全てについて、電力会社と連携のもと既設公園灯等に係る電力契約の照合・確認を行うこと。

### （2）電力契約と不一致リストの作成・解消

電力会社データとの照合の結果、不一致となったものについては、リストを作成し、施工部門に引き継ぎ解消を図るとともに、最終的に残ったものは、施工部門と電力会社と協議のもと解消を図ること。

## 第21条（公園灯台帳の整備）

### 公園灯台帳整備

①公園灯台帳は、公園灯に関する設備の把握・管理及びデータ更新等が容易に行えるよう配慮した台帳を提案すること。

データ提供などが容易に行うことができる、汎用性に優れたExcel形式等で作成すること。

公園灯台帳上で管理する必要項目は以下のとおり。

- ・管理番号、設置場所、設置年、引込柱番号（関西電力柱及びNTT柱等）
- ・設置概要（灯具仕様、柱形状、施工者名、設置開始年月、事業者名等）
- ・修繕及び移設等の記録
- ・その他

②施工時には、灯具の遠景・近景・近接写真（公園灯番号が確認できるもの）の3カット（デジタルカメラ撮影）を格納し、指定のフォルダー名を付与するとともに、分電盤系統図も公園灯台帳に記載すること。

③調査結果に基づき得られたデータを公園照明灯台帳に追加記録し、施工時においても活用できるようにすること。

④照明柱には、維持管理のため管理番号や管理機関名称の入った管理シール等を新たに作成・設置すること。

## 第22条（打合せ協議）

着手時、中間（1回）成果品納品時1回の計3回打合せ協議を行うものとする。また、発注者受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。対策協議会と合わせて実施するなど効率的な協議実施に努めること。なお、打合せ内容については、受注者が打合せ協議記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

## 第23条（LED照明器具選定仕様）

### （1）基本事項

設置する照明施設は、全て日本国内メーカー及び国内生産機器を使用すること。工期内に対象数量の照明施設を製造・供給できる照明施設であること。

### （2）適用範囲

① 本仕様は、「守口市公園灯 LED 交換長期賃貸借業務」における公園灯等について、適用すること。

② LED 公園灯等は、既設灯具と同程度の照度を確保することを基本とする。

### （3）適用基準及び規格

- ① 電気用品安全法 技術基準別表八
- ② JIS C8105-1 照明器具 - 第1部：安全要求事項通則
- ③ JIS C8152-1 照明用白色発行ダイオード（LED）の測光方法第1部
- ④ JIS C8152-2 照明用白色発行ダイオード（LED）の測光方法第2部
- ⑤ JIS C8154 一般照明用 LED モジュール安全仕様

- ⑥ JIS C8155 一般照明用 LED モジュール性能要求事項
- ⑦ 公益法人日本防犯設備協会 「優良防犯機器認定制度 (RBSS)」 認定品又は同等品以上の性能が証明できるもの。
- ⑧ その他関連法令及び規格

## 第 24 条 (各個別の灯具仕様)

### (1) 公園灯タイプ

#### ① 器具交換

本仕様は公園灯に使用する LED モジュールを光源とする LED 照明器具の屋外照明を対象とする。  
公園灯具は既設灯具と同程度の照度を確保することを基本とし、既設器具よりも器具受圧面積が大きい場合には、JIL 1003 : 2009 「照明用ポール強度計算基準」に規定する所定の計算を行いポール強度の確認を行うこと。

#### ② 灯具性能

- ア 既設灯具と同程度の照度を確保することを基に、現場の状況及び既設灯具の種類・消費電力に応じた LED 灯具に更新する。
- イ 現場環境による住民等の要望に対して速やかに対応できるよう、基本的に遮光ルーバーの取付け、取外しが可能な構造とする。
- ウ 既設柱に設置するため、既設径に対応出来るような構造であること。設置が困難な場合はアダプターを設置し、灯具交換を行うものとする。
- エ 灯具本体はアルミダイカスト製とする。本体色は、メーカーの標準色とし、本市と協議のうえで決定する。
- オ 灯具グローブはグレアを軽減する仕様であること。
- カ 相関色温度は 5000K 相当以下とする。
- キ 平均演色評価数は R a 60 以上とする。
- ク LED モジュール装置の定格寿命は、60,000 時間とする。
- ケ 落雷による故障を低減するために、耐雷サージ機能を搭載する。
  - ア) ノーマルモード 4 k V 以上
  - イ) コモンモード 15 k V 以上
- コ 灯具は品質を保証する為、ISO9001 及び ISO14001 を取得している 日本国内メーカーとする。
- サ 灯具メーカーは、LED 照明灯具の製造・販売の実績が 10 年以上あること。

### (2) ランプ交換

#### ① 適用範囲

本仕様は、HID 置換形白色・電球色系 LED ランプについて適用する。HID 置換形白色・電球色系 LED ランプは、水銀ランプ 300W, 250W, 200W, 100W, 80W, 40W 相当に置換のできるものとする。

#### ② 構造

H I D 置換形 LED ランプは、既存の対象照明灯のランプのみを交換して既存相当の効果を得るものとし、屋外環境での使用に耐え得る構造とする。

- ア H I D 置換形 LED ランプは、公園灯照明器具のうち、水銀灯 40W 以上の機種に適合可能とする。なお、振動等の影響によるランプの緩み落下を防止するため、防振パッキン等により防止策を講ずること。
- イ 電源装置は、内蔵形もしくは別置型とする。(別置型の電源装置は原則としてポール内に収納すること。)
- ウ 入力電圧は、AC100/200~242V のフリー電圧とする。

エ 固有エネルギー消費効率は、白色系 LED ランプは 110lm/W 以上有すること。

オ LED ランプの質量・寸法・形状は、以下に示すとおりとする。

ランプ種類	消費電力	口金	ランプ質量
水銀ランプ 40W相当	15W以下	E26	200 g 以下
水銀ランプ 80W相当	25W以下	E26	200 g 以下
水銀ランプ 100W相当	35W以下	E26	500 g 以下
水銀ランプ 200W相当	65W以下	E 39	1Kg 以下
水銀ランプ 250W相当	85W以下	E 39	1Kg 以下
水銀ランプ 300W相当	120W以下	E 39	1Kg 以下

カ 定格寿命は 40000 時間以上（光束維持率 80%以上）とする。

キ 品質を保証するため、ISO9001 及び ISO14001 を取得している国内メーカーの国内製造製品であること。

ク ランプメーカーはLED照明灯具の製造・販売の実績が 15 年以上あること。

### (3) 防犯灯タイプ

防犯灯にて対応する照明設備については次によることとする。本設備に係る電力会社申請時の入力容量は以下のとおりとする。

既設防犯灯種類	設置間隔	電力契約
蛍光灯 20W、40W 相当	ランク S	10VA 以下
水銀灯 100W 相当	ランク L	20VA 以下

(設置間隔はクラス B+におけるものとする。)

また、以下の事項の性能等を満たすものを設置すること。

#### ① 灯具性能

ア 公益社団法人日本防犯設備協会の「優良防犯機器認定制度 (RBSS)」認定品若しくはそれと同等品以上の性能が証明できるものであること。

イ 灯具は、電気用品安全法に基づく基準に適合していること。

ウ 電波障害の発生が制御されている灯具であること。

エ フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。

オ 防塵防水仕様は、IP44 以上を満たしていること。

カ 照明は、白色系とし、色温度は 4500±1000 までとする。

キ 灯具発光部のグローブの材質はポリカーボネートかそれと同等以上の性能を有する素材を使用していること。

ク 自動点滅器が内蔵されている灯具であること。

ケ 灯具は品質を保証する為、ISO9001 及び ISO14001 を取得している日本国内メーカーとする。

コ 灯具メーカーは、LED照明灯具の製造・販売の実績が 10 年以上あること。

### 第25条 (自動点滅器の仕様)

既設灯具が外付けの自動点滅器が設置されている場合は電子式の自動点滅器を採用し、電子式の自動点滅機能内蔵タイプがある場合は、その灯具を採用する。

## 第26条（管理シール仕様及び設置数）

### （1）仕様

管理シールは、紫外線などへの対候性能が高く、賃貸期間以上の耐用年数が確保できる材料とする。

### （2）設置数

管理シールの設置については、本市が管理している照明柱全てに貼り付けるものとする。

## 第27条（LED照明灯交換に関する仕様）

### （1）共通事項

#### ① 工事期間

契約締結日より令和5年3月31日（金）まで

### （2）施工計画の策定

工事着手前には、施工計画書（施工体制、施工計画）を作成し、本市と事前に調整を図ること。

### （3）施工・施工管理及びその関連事項

- ① 灯具の施工・管理等に当たっては、地域活性化の観点から本市の業者登録（電気）である電気工事業者の活用を図ること。
- ② 工事期間中に発生する住民要望に関しては、迅速に対応すること。また、その材料費等については、受注者の負担とする。（遮光板、角度調整等）
- ③ 契約締結日以降に球切れ等が発生し、本市から優先して交換の指示がある場合は、指示から原則3日以内に対応すること。
- ④ 工事を実施する際には、関係各所との事前調整を行い、事故・トラブルの防止に努めること。
- ⑤ 交換工事に伴う作業員の高所作業に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、その他労働に関する法律及び規則等に準じ、十分な安全確保を図ること。
- ⑥ 内蔵されている自動点滅器が正常に作動しないと想定される場合は、調整して対処すること。
- ⑦ 交換するLED灯具については、本市の指定する方法・仕様書等及び工事計画書を遵守すること。
- ⑧ 交換工事の際は、既設配線を流用して接続する。新設で配線が必要な場合は、エコケーブルを使用すること。これによらない場合は、別途協議する。
- ⑨ 交換工事時に必要な照明施設材料等の置き場については、受注者で用意すること。
- ⑩ 交換工事に必要な手続等は法令に従い行うこと。なお、手続き等に関わる一切の費用は本業務に含み、受注者の負担とする。
- ⑪ 交換工事中に発生した事故等もしくは第三者に対して損害を与えた場合は、受注者の責任及び負担で対応すること。
- ⑫ 契約期間中の灯具交換に係るすべての費用については、受注者の負担とする。

### （4）安全面に関する事項

- ① 交換工事の際、公園利用者及び市民の通行等の安全に配慮し、交通誘導員や保安員を配置する等安全対策を講じること。また、工事に関する必要な申請等があれば関係機関と調整を速やかに行うこと。なお、申請に関する費用は受注者の負担とする。
- ② 住民等への事前告知が必要な場合は、回覧用資料（チラシ等）を準備すること。  
なお、その内容については、本市の指示に従うこと。内容については、本市の指示に従うこと。
- ③ 交換工事等の作業時間については（原則として）午前9時～午後5時までの施工とするが、近隣住民、地元自治会等との調整により夜間施工となる場合 発注者に報告し、了承を得ること。

### （5）撤去された照明器具等のリサイクル及び処分

- ① 関係行政機関の指導及び関係諸法規を厳守しつつ、リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定すること。

- ② 撤去した照明器具等の中で再利用できるものについては再利用すること。
  - ③ 撤去された照明器具（安定器を含む）及び電源装置等の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。なお、処分完了後、発注者へ報告すること。ただし、本市が方法を指定した場合は、それに従うこと。また、安定器に関しては、PCB 含有の有無を確認し、安定器の型番(写真撮影のもの)及び数量を本市に事前に報告すること。
  - ④ 撤去する電気装置等にアスベストが含まれていた場合、発注者に報告すること。
- (6) 関西電力への変更申請
- ① 関西電力への変更申請に当たっては、関西電力と十分協議を行い、工期内に手続きが完了すること。
  - ② 電力会社への変更申請は電子申請であるので、申請したことの分かる控えを確保し、工事完了後に引き渡すこと。
- (7) 公園灯台帳データの更新・納品
- 公園灯台帳データの更新は工事の進捗に準じて処理を行い、工事完了後には電子媒体にて納品すること。
- (8) 個別事項
- ① LED 灯具の交換に伴って、既設の自動点滅器が電力会社のものである場合は、電力会社と協議して取り外し保管すること。 ※処分に関しては、関西電力と協議すること。
  - ② LED器具の交換に当たって、アタッチメントは、本市と協議して取換方法を決定すること。また、アタッチメントの費用は、受注者が負担する。
- (9) 適用基準及び規格
- ① 電気設備技術基準
  - ② 内線規程
  - ③ 電気設備工事共通仕様書
  - ④ 電気設備工事標準図
  - ⑤ その他関連法令及び規格

第 28 条（賃貸借期間中の維持管理業務）

(1) 維持管理対象

維持管理対象総数は、下表の維持管理対象LED全体数量(灯) 476灯とする。

	全体数量(灯)	既設LED数量(灯)	本業務交換数量(灯)
公園全灯数	605	155	450
維持管理対象LED	476	55	421
指定管理者管理対象LED	129	100	29

(2) 修繕等の受付・修理

市民等からの修繕連絡（不点灯等）は本市で受け付ける。

本市における受付は、平日 9 時～17 時 30 分までとし、本市から連絡を受けた受注者は迅速に現場確認、修理を行う。

(3) 修理体制の確立

- ① 受注者においては、迅速な対応が可能な体制を整えるとともに、施工計画書とともに維持管理体制等の計画書も併せて提出すること。
- ② LED 照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの期間、灯具が正常な状態で使用できるよう維持

管理すること。

- ③ ポール及びアームが腐食により建替え等が必要となった場合については、発注者の費用で行うものとする。
- ④ 契約期間10年間に於いて、新設した公園灯が不点灯により修理が必要となった場合の修理、取替え等については、受注者の費用負担で処理すること。(自動点滅器に起因する不点灯も対象とする。)
- ⑤ 修理については、原則として、依頼を受けた日から起算して3日以内(原則、土日、祝日を除く営業日とする。)に調査・修繕を行うこと。ただし、緊急的な初動対応が必要な場合(公園灯の倒壊等により危険がある)は、本市から連絡を受けてから、24時間以内に応急的な措置を実施すること。

その際に生じる費用については、その損害の原因により受注者又は本市が負担する。

ア 本市が負担する場合

- ・本市(本市の依頼における清掃、近接する樹木の伐採剪定及び除雪等の作業によるものを含む。)の責による損害
- ・地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害
- ・戦争、暴動、変乱による損害

イ 受注者が負担する場合

- ・リース設備としての不具合及び火災・落雷・盗難・破損・いたずら、風水害等による洪水や土砂崩れ等の火災、車両等の接触・衝突、電氣的・機械的事故により生じた損害

- ⑥ 緊急時における連絡のため、緊急連絡網を事前に構築する。
- ⑦ 上記修理が完了した場合は、完了報告を終了後及び月末報告を行うこと。

#### (4) 公園灯台帳の維持管理

- ① 賃貸借設備及び既設LEDの公園灯等(撤去、移設)・10年間に新設される公園灯等についても公園灯台帳に登録し、維持管理を行うこと。

なお、10年間に新設される灯数は最大でも50灯程度である。(これを超える場合は別途協議する。)

- ② 公園灯台帳の更新は、原則年1回とする。(実施方法は、別途協議する。)

#### (5) 保証期間

賃貸借物の保証期間は、賃貸借物が正常に使用可能となった日から契約期間終了日までとする。保証期間中に異常・破損・故障が発生した場合は、正常に機能するように復旧するものとする。この費用については受注者の負担とする。

#### (6) 賃貸借物の取扱い

賃貸借期間中、住民から照度不足を指摘され、照度が基準値を下回る場合は発注者との協議を行い、受注者の負担で速やかに交換を行うものとする。また、住民から点灯時間の変更を要望された場合、光害等(グレアを含む)を指摘された場合は発注者との協議を行い、受注者の負担で点灯時間の変更、遮光や明るさを軽減する対策を行うものとする。

#### (7) 賃貸借物の動産保険

受注者は賃貸借物に対して、賃貸借期間中に動産総合保険に加入するものとする。また、これを証明する書類を提出するものとする。

#### (8) 賃貸借契約期間内の照明施設に係る責任区分

賃貸借期間内の照明施設に係る責任区分は、照明施設を取り付けた既存の柱に関しては発注者、照明施設の灯具及び発行に関する設備(電源装置・配線等)は受注者の責任で維持管理する。

## 第29条（検査仕様）

### （1）検査

- ① 受注者は、施工完了後及び台帳整備の作業が完了した時は、成果品を業務完了報告書と共に提出し、契約期間開始日までに検査を受けるものとする。灯具については、灯具が使用できる状態で本市立合いの上、点灯及び照度の検査を受けること。検査に要する費用は、全て受注者の負担である。
- ② 検査を受けるに当たって必要な書類等は、受注者で作成し、検査を受けること。
  - ・公園灯付属物一覧表（照明灯）
  - ・公園灯等現地調査点検簿（備考欄に、製造メーカー及び製品名を記載のこと）
- ③ 受注者は、成果品の検査において発注者から補修の必要があると指摘された箇所について、直ちに補修を行い、再検査を受けるものとする。

## 第30条（LED照明器具に係る契約締結）

- （1） 賃貸借料は、機器費、取替工事費（管理シール込）、申請手数料、廃棄物処理費、維持管理費等初期費等に金利等を加算した総額とする。
- （2） 交換工事期間中の賃貸借物件については、交換したものから順次点灯させることとし、交換した箇所においては、不点期間がないようにすること。なお、賃貸借期間の開始までは、無償使用とする。
- （3） 賃貸借契約は、賃貸借期間開始までに、発注者の検査に合格した照明機器の照明灯台帳の提出により、借入数を決定する。

## 第31条（賃貸借物の支払い）

賃貸借料の支払いは、全灯LED 照明器具交換完了及び施設台帳完了後の賃貸借開始日から、賃貸借期間の年度額を年2回払いとする。

## 第32条（責任分担）

### （1）基本的な考え方

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で別途協議を行うこと。

### （2）予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別添の「予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うこと。

### （3）事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者と契約が締結されない場合、以下の処置を講ずること。

ア 本市が指定する工事期間に工事の完成が困難であると予想されるなど、優先交渉権者の責により契約できない場合は、市は事業者に対してそれまでに要した費用を請求できる。

イ 市の指示により事業が中止された場合、事業者は提案書で提示した詳細協議に係る金額を上限に、市に対してその費用を請求できる。

表一 予想されるリスクと責任分担 (1/2)

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
前 段 階	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	●		
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		●	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合	●	●	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		●	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		●	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	●	●	
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		●	
	事業の中止・延期	本市の指示		●	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		●	●
		施設建設に必要な許可等の遅延によるもの		●	●
事業者の事業放棄、破たんによるもの				●	
本市の事業放棄によるもの			●		
計 画 ・ 設 計 段 階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	●	●	
	物価	急激なインフレ・デフレ （設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	●	●	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	●		
		事業者の指示・判断によるもの		●	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		●		
工 事 段 階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		●	
	不可抗力	天災などによる設計変更（詳細は契約書による）	●	●	
	物価	急激なインフレ・デフレ	●	●	
	用地の確保	資材置き場の確保		●	
	設計変更	本市の指示条件、指示不備によるもの	●		
		事業者の指示、判断によるもの		●	
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	●		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		●	
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	●		
		事業者の指示、判断によるもの		●	
性能	要求仕様不適合		●		
一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		●		
	引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		●		

表一 予想されるリスクと責任分担 (2/2)

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
維持管理 関連	計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	●	
		事業者が必要と考える計画変更		●
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	●	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		●
	設備の損傷	本市の故意・過失または施設に起因する設備の損傷	●	
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		●
	施設損傷	事業者の故意・過失または設備に起因する施設・設備の損傷		●
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	●	●
	瑕疵担保	設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		●
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による設備等の損傷	●	●
機器の不良	機器が所定の性能を達成しない場合		●	
光熱費単価	光熱費単価の変動	●		
保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		●
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		●

第33条（その他）

- (1) 契約締結後、施工計画書を基に本市と事前に調整を図る。
- (2) 本事業における安全・衛生対策については、関係法令を遵守すること。また、作業の安全性及び環境に配慮すること。
- (3) 本事業の実施において、市及び市民等の所有する建物、設備及び機器等に損害を与えないよう配慮すること。なお、万が一損傷を与えた場合は、受注者において対処すること。
- (4) 本事業を遂行するうえで知り得た情報及び本事業に係る内容は、発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務を遂行するに当たり、設計・施工管理業務を特定の業者に再委託してはならない。
- (6) 設置前および灯具移設時の各種器具等の保管場所、取り外した照明施設等の廃材置き場については、受注者が用意すること。
- (7) 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、法令（守口市の条例等を含む。）の定めるところによるものの他、発注者及び受注者が協議のうえ定める。